

保育園で児童に投与する薬について

～ かならず、ご一読ください ～

プレシャススターズ保育園

(1) 保育園での児童に対する投薬は法律に定める「医療行為」となるため、原則として保育士には行えません。医師の診察を受けるときは、お子さんが現在〇時から〇時まで保育園に通園していること、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えの上、保育時間中にくすりを服用しなくてもすむ処方を配慮してもらうよう依頼してください。どうしても保育時間中に投薬しなければならない場合は、保護者が登園して与えていただくこととなります。ただし、慢性疾患(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における投薬や処置については、厚生労働大臣告示の「保育所保育指針」によって、子どもの主治医または保育園嘱託医の指示書に従うとともに、保育園及び保護者相互の連携が必要です。

(2) 緊急に止むを得ない理由で保護者が登園できないときに限って、**医師の指示書**をご提出のうえ、保護者と園側で話し合い、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。

・薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。

・座薬・目薬・外用薬の使用は原則として行いません。

・お子さんが服薬を嫌がったり、飲ませた薬を吐いてしまった場合、園では責任を負いかねます。特に幼児の場合は、お子さんに保育園で薬を飲むことを納得させていただきようお願いします。

・薬は子どもに持たせるのではなく、必ず保護者が職員に体調を伝え、1回ずつに分けて、お子さんの名前を記載の上当日分のみを手渡しで預けるようにしてください。

(3) その他、保育園での投薬に関してご質問・ご不明な点がある方、特別な事情のある方は保育園までご相談下さい。